

## 『精神障害者保健福祉手帳申請における高次脳機能障害の診断書作成マニュアル』 について

脳卒中や頭部外傷等によって認知機能面の後遺症が残り、日常生活や社会生活に制約がある場合は、高次脳機能障害として精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」とする）を申請することができます。

手帳の申請には主治医の診断書が必要ですが、当センターが受けるご相談には、「主治医に依頼したが精神の手帳は記載できないと言われた」、あるいは医療機関からも「診断書を作成したが、なぜか却下になった。記載方法がわかりにくい」といった声がありました。

これは、高次脳機能障害の場合は、主治医がリハビリテーション科や神経内科、脳神経外科など、精神科以外の医師であることが多い（精神障害者保健福祉手帳の診断書記載にあまり慣れておられない）ということも背景としてあります。

そこで、この度、当センターでは京都市の精神障害者保健福祉手帳の担当部署と協働して、『精神障害者保健福祉手帳申請における高次脳機能障害の診断書作成マニュアル』（以下、「マニュアルとする）を作成しました。マニュアルでは、診断書にどういった情報を盛り込む方がよいのか、また、主治医に診断書記載を依頼する時に伝えておくべき情報などをまとめましたので、ご活用ください。

なお、『日常生活能力チェック表』については、名古屋市総合リハビリテーションセンターが作成された資料を参考にさせていただきました。ありがとうございました。

令和3年3月  
京都市高次脳機能障害者支援センター  
(協力：京都市こころの健康増進センター)